

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 株式会社旅工房

【英訳名】 TABIKOBO Co. Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 高山 泰 仁

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員コーポレート本部長 岩 田 静 絵

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員コーポレート本部長 岩 田 静 絵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社旅工房大阪支店
(大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の経営環境の変化に対応するため、今後の事業展開及び事業内容の多様化を勘案し、定款第2条を変更するものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第17条を変更するものです。

変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

第2号議案 取締役5名選任の件

高山泰仁氏、雨宮孝介氏、菅野章氏、中尾隆一郎氏の各氏を再任し、新たに岩田静絵氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

西袋眞司氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

やまと監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	6,586	149	-	(注) 1	可決 97.70
第2号議案 取締役5名選任の件					
高山 泰仁	6,436	307		(注) 2	可決 95.40
雨宮 孝介	6,444	299			可決 95.60
菅野 章	6,447	296	-		可決 95.60
岩田 静絵	6,437	306			可決 95.50
中尾 隆一郎	6,448	295			可決 95.60
第3号議案 監査役1名選任の件	6,501	41	-	(注) 2	可決 96.40
第4号議案 会計監査人選任の件	6,524	219	-	(注) 3	可決 96.80

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
 4. 賛成(反対)率は、パーセントの小数点第3位を四捨五入しています。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。